

(参考資料4) 景観形成推進方策検討部会の検討事項、検討体制等

審議体制

- 取り組むテーマに応じて委員長がその都度、委員を指名(3～5名程度)

審議事項

【短期計画(～2020年)】

- 眺望景観
- 夜間景観

【中長期計画】

- 景観計画の変更
(重点届出区域や景観重要公共施設の追加指定 等)

- ◆ H29年度は、眺望景観、夜間景観のあり方についての検討を開始
- ◆ 本市において「眺望景観」「夜間景観」の施策展開の対象となるエリア等の抽出を行うための基礎調査(視点場・視対象、夜間照明等)を行い、本市における「眺望景観」「夜間景観」の形成に取り組む目的、意義、公共の関わり方などについての検討を行う

